

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和6年3月22日（金）15:48～16:38
- 2 場所 永田町合同庁舎1階 共用第3会議室（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

座長	中川 雅之	日本大学経済学部教授
座長代理	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策 研究所所長・シニアパートナー弁護士
委員	安念 潤司	中央大学法務研究科教授
委員	堀 天子	森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
委員	本間 正義	アジア成長研究所特別教授、東京大学名誉教授

<関係省庁>

土手 敏行	法務省民事局商事課長
遠藤 啓佑	法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長兼局付
菱田 康弘	出入国在留管理庁在留管理課長
高田 英樹	金融庁総合政策局総合政策課長
犬塚 誠也	金融庁総合政策局総合政策課総合政策企画室長
西田 勇樹	金融庁総合政策局総合政策課 サステナブルファイナンス推進室長

<自治体等>

中本 和弥	札幌市まちづくり政策局政策企画部企画課長
久保田 研介	札幌市まちづくり政策局政策企画部プロジェクト担当課長
福永 真一	東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室特区・規制改 革担当部長
宮武 和弘	東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室国際金融都市 担当部長
鈴木 彰	大阪府政策企画部成長戦略局国際金融都市担当課長
柏木 佑太	大阪府政策企画部成長戦略局国際金融都市グループ課長 代理
上野 能宏	大阪市経済戦略局立地交流推進部国際金融企画担当課長
奥本 孝司	大阪市経済戦略局立地交流推進部国際金融企画担当課長 代理

徳永 博昭 福岡県企画・地域振興部総合政策課企画主査
岡崎 敏治 福岡市経済観光文化局国際金融機能誘致担当課長

<事務局>

河村 直樹 内閣府地方創生推進事務局次長
安楽岡 武 内閣府地方創生推進事務局審議官
正田 聡 内閣府地方創生推進事務局参事官
元木 要 内閣府地方創生推進事務局参事官
田中 聡明 内閣府地方創生推進事務局参事官

(議事次第)

- 1 開会
 - 2 議事 行政手続の英語対応 (法務省)
 - 3 閉会
-

○正田参事官 それでは、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始いたします。

本日の議題は、「行政手続の英語対応」ということで、札幌市、東京都、大阪府・市、福岡県・市、出入国在留管理庁、法務省、金融庁に、オンラインで御出席いただいております。

本日の資料は、金融庁、東京都、札幌市、法務省から御提出いただいております。公開予定でございます。

本日の議事についても、公開予定です。

進め方でございますけれども、まず、金融庁、東京都、札幌市、法務省の順で、それぞれ3分程度で御説明いただき、その後、委員の皆様方によります質疑、意見交換に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 それでは、これから「行政手続の英語対応」に関します国家戦略特区ワーキンググループを始めたいと思います。

本日は、関係者の皆様、御参加いただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速、金融庁様から、御説明をお願いいたします。

○高田総合政策課長 ありがとうございます。金融庁総合政策課長の高田と申します。

本日は、「行政手続の英語対応」ということで、金融庁の取組について、御参考に御紹介させていただきます。

金融庁におきましては、国際金融センターの実現の観点から、これまで、海外から新規に参入する資産運用会社等に対する英語対応を進めてきております。まず、制度面ですけれども、事業者の事前相談に加えて、登録の申請、また、その後の監督についても、全て

英語対応を2021年から行っております。これは、運用上の工夫ではなくて、明確に内閣府令の改正等によって英語で書類等が提出できるということを定めて、行っているところでもあります。ハード面として、後でもう少し御紹介しますが、海外からの参入を図る資産運用会社等に対して、この一連の手続を全てワンストップかつ英語で対応できる拠点開設サポートオフィスを開設しております。また、ソフト面の対応として、ガイドブックの整備、あるいは、金融面だけではなくて、創業面、生活面の様々なサービスを提供する事業も行っております。

次のページをお願いいたします。この拠点開設サポートオフィスは言わば金融庁のサテライトオフィスのようなものなのですけれども、これを、日本の金融センターであります、日本橋兜町、東証の近くに設けておりまして、全てワンストップで英語での対応を行っております。2011年の開設以来、35件と書いてありますが、今週、さらに1件が出まして、36件の英語による登録・届出が完了しているところでもあります。ここで行っている事業でございますけれども、言わばプロモーション的なところから、新規参入を検討する事業者の事前相談、実際の申請、登録の手続、登録した後の事後的な監督対応、これらの全てのプロセスについて、英語での対応を可能としております。出させていただく書類についても、本来の様式のみならず、添付書類の類いまで、全て英語での提出を可能としております。もう一つ、工夫というか、特徴なのですけれども、この登録の手続自体は、当該事業者が立地する所在地を所管する財務局、東京であれば関東財務局において、登録を行います。通常であれば、その所在する財務局で事後の監督対応も行うのですが、英語登録の場合においては、この事後の監督対応は全て金融庁本庁において行っており、これも、規定の特例を設けてそうした対応を行っているところでございます。

次のページをお願いいたします。また、金融創業支援ネットワークという予算事業を数年間展開しておりますけれども、この左側の図にありますように、金融関係の登録のみならず、日本で事業を起すに当たっては、法人設立関係の手続、教育面、医療といった生活回りの様々なサポートが必要になります。こうしたサポートは、全てワンストップで、民間事業者へ委託をしまして、事業を行っております、かつ、一定の予算を確保しまして、補助金にこれを充てております。右側の四角の中に、実際にこれを利用された資産運用会社等の声も紹介しておりますけれども、例えば、上から二つ目のポツのところですが、金融庁としての登録申請は英語でできたけれども、その他の色々な手続で言語の障壁があったといった声もありますし、その下の三つ目のポツあるいは四つ目のポツでは、様々な書類で翻訳のコストがかかっており、実際に日本の拠点の人は日本人であったとしても、本国に色々レビューを求めなければならないと、そうすると、英語対応、英語の書類がなければ、なかなか大変だといった声も聞かれているところであります。

次のページをお願いいたします。今般、金融・資産運用特区の検討の発端となったものは、昨年9月に、岸田総理がニューヨークで行われた講演の中で初めてこの特区構想を表明されたわけですが、この一番下の段落の下線のところです。「海外からの参入を

促進するため、資産運用特区を創設し、「英語のみで行政対応が完結するよう規制改革」を
するという事で、総理も元々英語で行政対応ができることは、この金融・資産運用特区
の非常に重要な要素として位置付けられているという事でございます。

私からの説明は、以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

続きまして、東京都から、御説明をお願いいたします。

○福永特区・規制改革担当部長 東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室担当部長の
福永でございます。よろしく申し上げます。

資料の次のページをお願いします。東京都からの提案といたしましては、創業時の英語
手続の拡充ということで、本日の関係で言いますと、東京開業ワンストップセンターにお
ける、定款認証、法人設立登記の手続につきまして、英語による記載・申請を可能とする
こととしていただきたいというものでございます。現状といたしましては、東京開業ワン
ストップセンターでは、都税・国税、入国管理につきましては、英語による記載・申請が
認められておりますが、その他の手続は英語による記載・申請が不可ということでござい
まして、これによって、先ほど金融庁からもございましたけれども、日本語での書類作成
に加えまして、最初の設立時、特に本国本社への説明も必要ですので、英語書類も用意す
る必要があるということで、これについて、費用も含めた負担がかかっているというこ
とでございます。こうした負担を軽減して日本への参入を促進していただきたいというこ
とで、海外、特にシンガポール等と比べますと、この点は非常に日本のディスアドバンテ
ージかと思っております。

次のページをお願いいたします。東京開業ワンストップセンターでございますけれども、
日本人も含む外国企業の開業手続を一元化する我が国初の取組といたしまして、国家戦略
特区を活用して、平成27年から、国と都が共同運営で開設しているものでございます。法
人の設立あるいは事業開始時に必要な、定款認証、登記、税務、年金・社会保険、入国管
理に関する手続をワンストップで行っております。東京都では、この東京開業ワンストッ
プセンターで、総合受付、開業相談を行う中小企業診断士、都税のブースを担当してござ
いまして、総合受付で外国語に堪能なスタッフを配置いたしまして、外国企業の開業に伴
う相談につきましての外国語での対応、あるいは、他のブースを含む申請手続についての
外国語でのサポートを実施しております。また、各ブースにおいても、適宜、外国語ので
きる方も配置いただいているところでございます。そのほか、ビジネスコンシェルジュ東
京や東京圏雇用労働相談センターも併設いたしまして、外国企業に対しまして、ビジネス
や生活に関する相談をワンストップで実施しているところでございます。

次のページをお願いいたします。利用状況でございますけれども、昨年度までの累計で、
ブース利用者数でいきますと2万5000強、ブース利用件数もそれぐらいです。申請実績と
いたしましては、3,793件、4,000件弱ということで、外国人がうち856件、ここ数年ですと、
大体4分の1程度という形になってございます。コロナの期間は非常に利用が少なかった

のですけれども、その後、昨年度は戻っておりまして、今年度はまだ年度末までの数値の集計が出ておりませんが、足元の数字の感覚としては、昨年度を上回る申請件数になっているという感じで捉えております。

次のページをお願いいたします。英語対応で実際に東京開業ワンストップセンターで行っている都税の法人設立届出書の例ですけれども、元々の届出書自体は日本語の申請書でございまして、ここに英語でこうしたことを書いてくださいということを入れて、それに、住所、氏名といったものを全て英語で書き込む形で提出いただければ大丈夫という形の対応を取っているところでございます。こうしたことも含めて、特に日本語の様式に英語で書いてはいけないという制約は基本的にはないと思っておりますし、職員のほうで対応いただいているところでございます。東京開業ワンストップセンターでの特例の対応のお願いということですので、全ての窓口ではなくて、開業ワンストップセンターに設置する職員が英語で申請書を読み取って行政事務の処理ができるという形での対応を是非お願いしたいというところでございます。

以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

引き続きまして、札幌市様から、御説明をお願いいたします。

○中本企画課長 札幌市まちづくり政策局企画課の中本でございます。

御説明の機会をいただきまして、ありがとうございます。

重複する部分は省略して御説明させていただきたいと思っております。

資料の内容に入る前に、北海道・札幌市が本件を提案するに至った背景に、一言、触れさせていただきます。現在、北海道・札幌市では、国内随一の再生可能エネルギーのポテンシャルを生かしたGX産業集積と金融・資産運用特区を活用した金融機能の強化・集積を両輪で進め、日本と世界のカーボンニュートラルの実現に貢献し、GXに関する資金・人材・情報が集積するアジア・世界の金融センターの実現を目指しております。GX産業を集積させるに当たりまして、金融機能の強化・集積により、必要な資金をGX産業に供給し、事業化していくことが大変重要であると考えてございまして、今後、40兆円規模の投資が発生すると見込んでおりますが、これは国内の金融機関のみで調達することでは対応しきれないだろうと想定してございます。この場合、例えば、北欧など、インフラ投資の先進国からグリーンプロジェクトの専門的な知見を持つ企業等に国内に参入していただくなど、外国資本も活用してGX産業に安定的に資金が供給される体制を整えていきたいと考えてございます。GX産業の集積地である北海道・札幌市に新たな日本法人の設立を検討するという外国企業が想定されまして、法人設立時に外国人の事務負担を極力減らすことで、北海道・札幌市に会社が集まりやすい環境を整備し、GX産業集積、金融機能の強化・集積を推進していくことが、提案の趣旨でございました。現状、札幌市は、外国人による起業は年間10件程度の数ではございますが、このGXをキーにこれから大幅に増えていくであろうと見込んでいるところでございます。

2 ページをお願いいたします。こちらは、札幌市が認識しておる現状と課題でございますが、ポイントだけ申し上げますと、2 点目と3 点目に記載してございますとおり、日本語のできない、手続をされる方たちが、自ら読み書きもできず、結局、自分で、真正性、正しいかどうかを確認することができない、また、その内容について御自身で理解されることもないまま手続をされているというところが、大きな課題であるという認識でございます。

3 ページをお願いいたします。提案内容となります。札幌市といたしましては、これらの手続につきまして、特区・札幌市内あるいは全国措置における対応ということでお願いしたいと提案をしているものでございます。

4 ページをお願いいたします。今回の提案で実現したい姿を記載してございます。具体的には、法人を設立する際に必要となる行政手続において、日本語での書類の記載・申請が不要となることで、開業にかかる時間や費用の負担が軽減され、また、日本語をお話しされない方でも、自分自身で正しいということが確認できるメリットを期待しているものであります。今回提案しております法人設立関係の取引のほかに、在留資格や健康保険等、開業時に必要となるもろもろの手続について、英語での申請を認めていただくよう、別途、提案させていただいているところでありまして、それらの実現により、海外企業の北海道・札幌市への参入を促進し、市内産業やGX産業の集積につなげていきたいと考えてございます。是非とも御検討をよろしくお願い申し上げます。

私からの説明は、以上となります。

○中川座長 ありがとうございます。

続きまして、法務省様から、御説明をお願いいたします。

○遠藤登記所適正配置対策室長兼局付 法務省で公証人制度を担当しております、民事局総務課の遠藤と申します。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、私からは、法務省の資料のうち、1 ページ、「定款認証手続の英語対応に関する要望について」という資料について、簡単に御説明を差し上げたいと存じます。左上のほうに、「定款認証手続とは」ということで、制度の概要を御紹介しております。定款と申しますものは、会社の事業目的や会社の組織構成などについて定めております、会社の基本的なルール、根本規範と呼ばれております。こちらの定款につきましては、株式会社など一定の法人を設立する際には公証人による認証が必要とされております。上の段、右側のほうには、実際の「定款認証手続の流れ」について、参考までに御紹介している部分でございます。下の段、「英語対応に向けた課題等」は、後ほど商業登記に関する点については担当部局から説明がありますが、定款については、会社の事業目的、本店所在地等について、登記すべき事項となっているものが相当ございます。登記事項は、商業登記法上、日本語で公示する必要があるとされておりますことから、定款についても日本語で作成することが前提となっている状況でございます。法務省としては、英語で外国人の方が起業する・会社を設立するということに資する取組といたしまして、定款の記載例を法務省の

ホームページに掲載する、定款の記載事項や定款認証に関する手続案内を実際に定款認証業務を行っております日本公証人連合会のホームページに掲載するなどといった取組をしております。今後、こういった海外の方が投資をするに当たって日本に投資しやすい環境を構築するための検討課題の例としまして、下の二つに掲げておりますけれども、外国の方向けの企業説明会等で英語等により手続案内・ガイダンスを実施すること、定款認証の場面については、英語に精通しました公証人がいる場合にはそちらに積極的に御案内するという形で、そういった公証人がいる役場に関する情報の提供を充実させることが考えられるのではないかとということで、本日、ここに記載しております。

定款認証の関係は、以上でございます。

○土手商事課長 続きます、民事局商事課長の土手でございます。

商業登記の関係について、2ページで御説明します。まず、上の箱に「商業登記とは」と書いておりますけれども、商業登記制度は、ここに書いてありますとおり、商業登記簿に会社等に関する事項を登記しまして、これを一般に公示することで取引の安全と円滑を図るという役割を担っているものでございます。二つ目の丸にありますように、商業登記制度については、登記の申請書にこれらの登記すべき事項などについて記載することとなっております。そして、登記する。登記したものについて、登記事項証明書の交付等によって、誰でも見ることができる、公示されているということでございます。続きます、その下の段の「英語対応に向けた課題等」でございます。本件の特区の要望等で出ている内容についての課題でございます。まず、認識のところ、重複しますが、登記事項の公示は、今、申し上げましたとおり、取引の相手方など、あるいは、取引の相手方だけではなくて、損害賠償なども含めて、どういった会社が取引をしているのかということを見ることを目的としているということもありますので、日本語で公示することが前提になっていると認識しております。その上で、これまでの取組のところ、一つ下のところでございますけれども、①、株式会社の設立登記の申請書様式は日本語と英語を併記したものでございますけれども、こういったものをホームページに掲載して、②、様式だけではなくて留意事項あるいは添付書面が必要になってくるのですけれども、これの記載例も日本語と英語で併記して掲載しております。少し細かいところでございますけれども、今回の要望にもありましたけれども、③、翻訳の負担があるということでございます。翻訳については、申請の関係部分のみの翻訳で足りるということをホームページで周知しているところで、こちら日本語と英語の両方でしております。その下にありますが、これ以外の外国人の関係は、これまでも様々な要望を受けてやっているのでありますが、1ポツのところでございますけれども、特に登記の申請に当たっては印鑑か電子証明書が必要になるのですけれども、外国人の場合には、外国人の署名の法律がございますので、押印は要らないということになります。代わりに、サイン証明が必要になって、宣誓供述書というものがあるのですけれども、こちらについても、日本に在住している人でなかなか本国から取ることが難しいといった場合、かなり緩和した内容の取扱いを認めるような

もの、株式会社ですので、資本金の払込みが必要なのですけれども、こちらの出資金の払込みについて、必ずしも日本に口座を持っていないような場合、日本人の口座を持っている方に委任することができるという特例も、設けております。そのほか、様々な取扱いについて、通達に定めているのですけれども、英語にも訳しまして、ホームページの英語のページで公開しているということでございます。商業登記の英語化のところは、公示のところを日本語でやらないといけないというところはあるので、様々な工夫や考え方の整理が必要になってくるのではないかと、現時点では、認識しております。

法務省からは、以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から、御質問、御意見をお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

落合委員、お願いします。

○落合座長代理 ありがとうございます。

それぞれ、御説明いただきました。金融庁で取組をされている状況、各自治体の御提案の内容、また、法務省での御検討の状況が分かりました。まず、最初に、商業登記の点について、最後に御説明いただきまして、公示のところについては考え方の整理が必要になるとおっしゃられた点があるかと思えます。英語で出してもらって、それを翻訳して日本語にするということであれば、そこでどういう形で実施するか検討を要するということなのか、場合によっては、例えば、特区の中だけに限ってということでもいいのかもかもしれません。英語でそのまま公示できるようにすることも含めて、工夫の余地とおっしゃられていたのかどうか、このあたりを教えていただければと思います。

○中川座長 法務省、お願いします。

○土手商事課長 法務省民事局商事課長の土手でございます。

今の落合委員の御質問ですけれども、英語で公示するというところは、特に、取引をしているだけではなくて、例えば、訴えられるような場合も含めて、公示するというので、そこは難しいかなと思っております。委員の言われていた前者のほうのことを考えております。東京都と札幌市からの提案の要望のところにもありましたとおり、日本語に翻訳するところの同一性が不安だという事実もありますので、ほとんど一対一で対応するような事項もありますので、そういったものを法務省で用意しまして、今もひな形はあるのですけれども、自動的に選択して、要は、本人は英語で選択したけれども、日本語が自動的に出てきて、それを申請していただくということが工夫できないかということ、現時点では、考えております。落合委員の話でいえば、前者のほうで検討していきたいと考えています。

以上でございます。

○落合座長代理 ありがとうございます。

今の点は、それも一つの方法なのかなと思います。仮にそうであるとして、会社の名称、

例えば、自然人の名称は、むしろ日本語で公示しておくことに合理性があるのかどうかということがあるように思っております。結局、例えば、元々外国人の方だったりすると、公的に証明されているものは、片仮名や漢字で置き換えたようなものではなくて、元の言語や英語になってくきます。英語であったらそういうものを発行してくれていたりするけれども、さすがに日本語を出しているような国は多分ほぼないのだろうと思います。実際には、それが直ちに問題になるかどうかは分かりませんが、何らかの процедуруをするときも、本質的には適正な特定に資する部分もあるように思うのですが、こういった点はいかがでしょうか。

○中川座長 お願いします。

○土手商事課長 法務省民事局商事課長の土手でございます。

今、落合委員が言われた照合のところ、名称のところは、委員のおっしゃるところ、今でもというか、途中から省令改正をしたのですけれども、横文字が使える、アルファベットあるいは一定の記号が使えるという形になっています。ただ、会社法で「株式会社」という名称は漢字ということになっているのですけれども、これは元々不動文字みたいな形にすると、会社自体はそんなに問題がないのではないかという感じがします。自然人での委員のおっしゃるところは、あるかなとは思っております。氏名と住所については、現在、片仮名に置き換えておりますけれども、そこについては、色々な考え方があるかと。我々の別の制度で、不動産登記は、今回の省令改正で、日本語と英語の併記という形としておりますので、少なくとも併記は可能なのではないかと現時点では整理しておりますので、その表記の在り方は色々あるかなと。

もう一つ、多分、札幌市のイメージは札幌に在留している方のイメージかなと思いで、そういう場合には、例えば、在留カードとかに両方の名称がついていると思いで、その名称をそのまま登録するというところもあるのかなと、まだ深く検討しているところではないのですけれども、今の整理の段階ではそういうところがあるかなと、落合委員の御指摘のところは考えております。

以上でございます。

○落合座長代理 ありがとうございます。

今の点は、例えば、役員などの登記をするときに、別に全員の役員が日本居住者でないといけないということはないと思っております。そうすると、在留カードを持たれていない場合などもあり得ると思っておりますが、それはそういう理解で間違いないでしょうか。法務省にご質問です。

○土手商事課長 はい。

○落合座長代理 在留カードがあれば、おっしゃっていただいたところも分かりますが、そうでない場合も含めて申し上げていたところもあります。そういったいくつかの視点も踏まえて、英語化できるところを進めていくということ自体、英語化や多言語化をしていくほうが本来的にはより適切であろうかと思っておりますので、そういったところも併せて検討

していただきたいと思いました。

どちらかというと、また定款の手續の観点についても御担当からお伺いしたいと思いますが、最終的に商業登記で公示する内容が現実に第三者の利害関係に関して影響を与える部分であって、行政手續のほうは、処理さえできれば、別に英語で行ってしまえばいいのではないのでしょうか。公証人認証の手續も、行政手續そのものなのかどうかはあるかもしれませんが、いずれにしても、こういった手續の部分について、英語で受け入れるということについて、登記のほうができるのであれば、こちらの定款認証のほうでできないとする理由はあまりないように思うのですが、いかがでしょうか。

○中川座長 お願いします。

○遠藤登記所適正配置対策室長兼局付 法務省、遠藤でございます。

登記との関係では、仮に商業登記の整理が英語で対応可能かどうかということの検討が進むということであれば、それに沿った対応を公証人側ですることになるかと思っております。他方で、定款全体の中身につきまして、登記事項に関わらないような記載もございますけれども、そういった点につきましては、関係法令との適合性を公証人で確認しているということが実情としてございますので、そういったところも含めて、全て英語にすることが可能かどうかということは、また一つ別の課題があるかと思っております。

また、これは、原始定款に限らず、定款一般の問題かと思っておりますけれども、会社の本店などに定款を備え付けておくことが会社法上は求められておりまして、利害関係のある方々には必要に応じて閲覧等が認められております。そういった方々が御覧になったときにどういった形で定款が記載されていることが適切かといったところも、一つ、課題になってきょうかと思っております。

以上でございます。

○落合座長代理 ありがとうございます。

今、定款の認証の点をおっしゃっていただいたかと思うのですが、その部分では、モデル定款を作って迅速化することも含めて、規制改革の関係で御検討いただいているように思っております。例えば、それと同じような方式で、英文でも元々定めておけば個別の確認プロセスは極めて最小限になるということは、既に法務省で並行して別件で御検討されていることを日本語でやるか英語でやるかというだけであって、それは一回日本語と英語の関係性を整理すればできるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○遠藤登記所適正配置対策室長兼局付 法務省、遠藤でございます。

すみません。説明が十分ではなかったのですが、先ほど、商業登記の関係で土手商事課長からお話がありましたとおり、一対一対応と言いますか、あらかじめ英語と日本語が一対一で対応するようなものを準備しておき、その内容に従って審査をするということも今後の検討課題だという話を差し上げたかと思うのですが、そういった形になるということであれば、定款のほうもそういった対応をすることは十分に考えられることかと思っております。

以上でございます。

○落合座長代理 ありがとうございます。

モデルで作っておけば、英語だけ作っておいても、自動的に翻訳文はある状態になっているのだと思いますので、その部分は特にどうこうおっしゃられることでもないかと思えます。そうすると、英語だけ出していただいても、普通に考えて、全く困るところはないのではないかと思います。

私のほうは、以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、堀委員、お願いします。

○堀委員 御説明をありがとうございます。

私からは、法務省に1点のコメントと、東京都に質問があります。

法務省のほうで御説明いただいた内容を見ると、色々と、英語対応に向けて、前向きに、様式を整えたり、情報提供をされたりはしているのだけれども、最終的に公示が日本語なので、やはり日本語で申請していただかないといけませんというお答えになってしまうということなのですね。公的証明でも、例えば、日・英が適用されているようなケースもありますし、先ほど落合委員からもありましたモデル定款を英語対応でもやるという形で、事実上、一部でも英語で申請できる余地みたいなものを残される御検討は本当に難しいのか。全国で全ての公示機能を日本語・英語に対応しましょうということは大変だと思いますけれども、特区限定で何ができるのかを御検討いただくことはできるのか。また、結局、最終的な商業登記が日本語になってしまいますということになるとすると、ある種、同じ会社なのかどうかという突合のために、ほかの手續についても日本語を残さないといけないということになってしまいかねませんので、そのようなことでよろしいのか。そのあたりが、疑問でございます。なお、法人番号みたいな制度も活用されているので、言語の問題ではなくて、IDでも確認していくこともできるとか、ほかのことで簡素化・迅速化みたいなことを御検討いただけるのであれば、それも併せて御議論いただいたほうが良いかと思いました。

東京都には、ワンストップセンターについての御説明をいただきまして、これも非常に課題だと思いますし、是非やっていただきたいと思うのですが、3ページ目の図を拝見しますと、色々なところにブースがありまして、1～7と開業までに多分たくさん手続があって、一件一件、相談などに乗っていただけているということだと思うのですが、下のほうにオンライン申請用パソコンがあって、オンライン申請だと下に行くのですが、窓口で相談だと上に行く。併せて、5ページ目のような法人設立届出書があって、参考訳みたいな、この説明が書かれているのですかね。こういうものをお渡ししてやられているということなのかなと思いますけれども、一つ一つ作っていく紙で英語対応をしていくことは相当大変なのではないかと思っております。例えば、一つ、英語で入力すると、データ入力みたいなことで、先ほどの1～7の全部の情報が埋められるとか、そういうことも

御検討されておられるのでしょうかということもお伺いしたいと思っています。紙でPDF化をしていると何も読み込めないのですけれども、最近では、そのページ全体を丸ごとGoogle翻訳してくれるとか、便利な世の中になってきていますので、データで入力させてデータで届出をさせるということも御検討いただいたほうがいいのかなと思っています。これはむしろ英語対応の御提案を超えたようなお願いや検討の状況を聞いてしまうことになるのかもしれないのですが、重複して同じことを聞く、紙ベースでのやりとりをするということも、外国人の方にはなかなかハードルが高いのではないかと思います、そのあたりもし御検討されていることがあれば聞きたいと思えました。それが結果的に英語対応をさらに加速度的に進めていく形にもなっていくのではないかと思います、御質問します。

以上です。

○中川座長 それでは、法務省、東京都の順番に、御発言をお願いします。

○土手商事課長 法務省民事局商事課長の土手でございます。

今、堀委員からお話がありましたところなのですけれども、商業登記の申請の事項を、今回、改めて見てみますと、先ほど落合委員からも御指摘がありましたけれども、今、ちなみに、株式会社は居住要件を廃止しています。昔は1人は日本に居住していなければいけないというものがあったのですけれども、外国会社はありますけれども、日本の株式会社はないということになっておりますので、当然居住している必要はないのですけれども、名前と住所のところは何らかの形で翻訳が必要になってくるのですけれども、それ以外のところは、例えば、取締役会設置会社はプルダウンで選ぶだけで自動的に日本語と英語が一对一の対応になっていきますので、項目によっては、数字を入れ込むというところもございます。会社の目的も、一定の範囲内であれば、選ぶことができます。全てはなかなか難しいかもしれませんが、一对一というところで色々と問題があるかもしれませんが、御要望があった、自分が申請した内容で英語と日本語が一对一で対応しているということの担保が欲しいという提案内容、要望に聞こえますので、そういった点については、そういうことができるかと思っています。

今、堀委員が言われた法人番号のところですか。これはまさに東京都が付けていらっしゃる税の届出がまさにそうだと思うのですけれども、実はこの法人番号は登記の会社法人等番号が根っこになってございまして、この番号を基に、上に二つ、国税庁が番号を足したものが、法人番号という形になっております。根っこは、特定は登記のところでされるのですけれども、設立の場合は、初めて付けるものですから、どうしても番号の特定がしにくいという関係にございます。

法務省からは、以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

東京都、お願いいたします。

○福永特区・規制改革担当部長 東京都の福永でございます。

こちらのワンストップセンターは、東京都で、場所を一括というか、各省の方にまとめて来てもらっているという場所になっておりまして、そういった意味では、あくまで受付がそれぞれのシステムになっているところでございます。オンラインは、今、どんどん進んできている状況になっておると認識しておりまして、国で法人番号とかを活用して各種手続をオンラインで完結できるようにしようとする取組も検討されているとは承知しておりますが、そうなってくると、かなり電子でやりやすくなるかと思っております。一方で、外国語の関係については、このワンストップセンターだけで英語でもできるシステムは、各省の御協力も要りますし、なかなかまだそこまではいっていないところでございます。今は、税の関係とかですと、おそらくそれぞれの税のシステムに英語で出されたものを職員が日本語で打ち込む形で使っているのかなと理解しております。

以上です。

○中川座長 堀委員、いかがでしょうか。

○堀委員 何か一つを入力すれば下書きができていくとか、実際に担当される皆様方も、タブレットなどを見ながらアドバイスをされるときに、タブレットの表示の中で英語対応が可能になるみたいな、紙ベースで御説明されるということだと限界があるかと思しますので、何かそういう工夫も併せて御検討いただけるといいのではないかと思います。それは窓口だけの問題ではなくて本省の問題だということも御指摘のとおりでありますので、今日御参加の皆様方と一緒に御検討いただくような話になってくるのかなと思しました。

私からは、以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、本間委員、お願いします。

○本間委員 御説明をありがとうございます。

まず、英語化に向けた様々なテクニカルなところは一つ一つ潰して行って、文字どおり、英語化に向けた体制を整えて行ってほしいと思います。

最後に気になることは公示を目的とするがゆえに日本語でなければならないということですので、ここはもう少し総合的に検討して、英語で示されたものを、受け取る側、それを必要としている側が日本語に翻訳していくという形の対応もあるのではないかと思います。そのあたりを御検討いただければと思います。これは、感想です。

質問としては、金融庁に質問なのですが、日本に限らず、英語を母国語としない国はたくさんあると思うのですが、そうした非英語圏の国で英語対応がどのようになっているか、何かお調べになっているか。何か、具体的な例、参考になる例があれば、教えていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○中川座長 金融庁様、お願いいたします。

○高田総合政策課長 ありがとうございます。

もし必要であれば、ほかの陪席者からも補足してもらえればと思います。すみませんが、

ほかの非英語圏の国でこういった対応が行われているか、私は現状において把握しておりません。確認したいと思います。

○本間委員 そこは後ほどでももちろん結構なのですが、どういう対応が可能かということも含めて参考になると思いますので、是非情報をお知らせください。お願いします。

○中川座長 ありがとうございます。

金融庁、私も質問させてください。金融庁から、内閣府令を改正して海外の資産運用会社等の登録申請・登録後の監督を英語でできるようにしましたというお話をいただきましたが、その場合の登録は、例えば、公示に準じたような手続はないのでしょうか。要は、公告・縦覧にかけるとか、そういうものはないのでしょうか。

○高田総合政策課長 私の理解では、必ずしもいわゆる法務省における登記といったものはないと思います。ただ、金融庁において英語対応を認めている、そういった金融サービス、資産運用会社、あるいは、いわゆる金融商品取引業者の中でも、一部、例えば、ある種のプロ的な人のみを対象にするような人とか、現状においては、英語対応は全ての事業者に対して行っているということではなくて、一定の業種に限っているところがあります。要すれば、例えば、広く一般の消費者に対して業務を行うような金融業であったとすれば、それを英語だけでやっていくことには限界があるのだと思います。ある意味では、英語だけである程度のビジネスができる、逆に言うと、そういう英語が分かる人が取引をしたいという業種であれば、その情報が英語であってもそれほど問題にならないのだらうと思います。要すれば、誰が公示するものの名宛て人であるか、逆に言えば、その受益者が誰であるのか、そういうところが論点になってくるといった感じがいたします。

感想的な答えで、すみません。

○中川座長 ありがとうございます。

感想的なお答えとおっしゃいましたけれども、そういう点が多分今回の御提案の本質だと思います。英語でそのビジネスが完結できるようなビジネス環境を特別な区域に限りやろうということが、今回の資産運用特区の提案だと思います。おそらく、札幌市、東京都におかれましても、ものすごく広い範囲のビジネスについて今回のような英語対応をしようという御提案だとは、私どもは必ずしも受け取っておりません。金融庁からお話がありましたように、日本でビジネスは行うものの、基本的に、取引相手、利害関係、損害を与えるかもしれない相手も英語を理解する人間であって、そういう人たちに対して英語でそういう情報を開示すればいいのではないかとということが今回の御提案だと思っております。

そういう意味で、提案自治体におかれましては、例えば、具体的に、このような業種に絞るとか、絞らないとか、そういう御検討をいただきたいとともに、例えば、ワンストップセンターのようなサポート、特区の自治体側の何らかの御協力が得られないだらうかという御検討をいただければと思います。

法務省におかれましても、ここは非常に重要な点で、今回、委員から様々な現実的な御

提案をいただきましたけれども、それを御検討いただくとともに、今、申し上げましたように、日本という空間の中で、英語でビジネスが完結できるような環境を整えたいという対応でございますので、それについては、業種を絞って、区域も絞って、さらには自治体のサポートも得られるという中で、何か大胆なことができないかという御検討を是非していただきたいと思っております。

今回の「行政手続の英語対応」につきましては、岸田総理の講演で御発言がありましたように、資産運用特区の最重要事項でございますので、是非関係者の皆様方の中で積極的に御検討を進めていただきますようお願いいたします。

そのほか、御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

よろしければ、これをもちまして「行政手続の英語対応」に関します国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。